四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物 一　主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ若しくは硬化ワニスから成る物であって、駆除剤を含まないもの又は別表第六第一号から第十三号まで、第二十二号若しくは第二十三号に掲げる物のいずれにも該当しないもの 二　樹脂、ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤（以下「樹脂等」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの 三　使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。）	B四〇一〇 B四〇二〇 B四〇三〇

備考

1　この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。

2　下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅸの番号である。

別表第四

一　金属又は金属を含む物であって次に掲げる物 一　次のいずれかの金属から成る物 イ　アンチモン（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号イに掲げる物を除く。） ロ　砒素（合金であるものを含む。） ハ　ベリリウム（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ロに掲げる物を除く。） ニ　カドミウム（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ハに掲げる物を除く。） ホ　鉛（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ニに掲げる物を除く。） ヘ　水銀（合金であるものを含む。） ト　セレン（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ホ又は同項第七号に掲げる物を除く。） チ　テルル（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ヘ又は同項第七号に掲げる物を除く。） リ　タリウム（合金であるものを含む。） 二　次のいずれかを含む物（塊状の金属であるものを除く。） イ　アンチモン又はアンチモン化合物 ロ　ベリリウム又はベリリウム化合物 ハ　カドミウム又はカドミウム化合物 ニ　鉛又は鉛化合物 ホ　セレン又はセレン化合物（別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。） ヘ　テルル又はテルル化合物（別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。） 三　次のいずれかを含む物 イ　砒素又は砒素化合物 ロ　水銀又は水銀化合物 ハ　タリウム又はタリウム化合物	A一〇一〇 A一〇二〇 A一〇三〇
四　次のいずれかを含む物 イ　金属カルボニル ロ　六価クロム化合物 五　めっき汚泥 六　金属の酸洗いに伴い生ずる液体 七　亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥 八　別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない亜鉛の残滓であって、別表第六第八号又は第十三号に掲げる物のいずれかに該当するもの 九　絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰 十　銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓 十一　銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液 十二　銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥（陽極スライムを除く。） 十三　溶解した銅を含む使用済みのエッチング溶液 十四　塩化第二銅又はシアン化銅触媒 十五　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。） 十六　鉛蓄電池又は無停電電源装置（破砕されているか否かを問わない。） 十七　分別されていない電池（別表第三の一の項第十号に掲げる電池のみの混合物を除く。）又は、同号に掲げる物のいずれにも該当しない電池であって別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの 十八　電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。） イ　第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（ＰＣＢを含むものに限る。）を構成部品として含む物 ロ　別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの ハ　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） ニ　電気冷蔵庫又は電気冷凍庫 ホ　電気洗濯機又は衣類乾燥機 ヘ　テレビジョン受信機のうち、次に掲げる物 (1)　プラズマ式のもの又は液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） (2)　ブラウン管式のもの ト　電動ミシン チ　電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 リ　電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 ヌ　ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 ル　電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 ヲ　フィルムカメラ ワ　磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具 カ　ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（ニに掲げる物を除く。） ヨ　扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（ハに掲げる物を除く。）	A一〇四〇 A一〇五〇 A一〇六〇 A一〇七〇 A一〇八〇 A一〇九〇 A一一〇〇 A一一一〇 A一一二〇 A一一三〇 A一一四〇 A一一五〇 A一一六〇 A一一七〇 A一一八〇